

第九回国会 大蔵委員会 議 録 第十一号

昭和二十五年十二月七日(木曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 夏淵源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

理事 天野 久君

欠として中村寅太郎が議長の名で委員に選任された。

十二月七日

中小企業信用保険特別会計法案(内閣提出第四二二号)

日本輸出銀行法案(内閣提出第四三三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案(内閣提出第三三〇号)

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三三号)

外国為替特別会計の資本の増加に充てんするための一般会計からする繰入金に關する法律案(内閣提出第三四四四号)

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律案(内閣提出第三五五五号)

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六六六号)

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三七七七号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八八八号)

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第一号)

○夏淵委員長 これより会議を開きます。

昨六日本委員会に付託になりました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を議題として、まず政府當局より提案趣旨の説明を聴取いたします。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六條中「及附屬雜收入」を「一般會計ヨリノ繰入金及附屬雜收入」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ一般會計ヨリノ繰入金ハ予算ノ定ムルトコロニ依リ繰入金額ノ價格調整補給金トシテ繰入ルモノトス。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○佐藤(一)政府委員 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。

從來輸入食糧につきましては、價格差補給金による價格調整は、すべて貿易特別会計において行われており、従いまして食糧管理特別会計といたしましては、国内生産者價格に相當する價格をもつて、貿易特別会計から買入れて来たのであります。昭和二十五年に於ては、米國対日援助物資

資として輸入される分については、米國対日援助物資等処理特別会計において價格調整をし、貿易特別会計及び新たに開始されました民間貿易により輸入される分については、いずれも食糧管理特別会計が輸入原価によつて買入れ、この會計において一般會計から價格差補給金の繰入れを受けて、價格調整をすることとなつたのに伴ひまして、食糧管理特別会計法の一部を改正し、一般會計から繰入金をする事ができることとしたのであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○夏淵委員長 本案に對する質疑はあつたといふことは、

○夏淵委員長 國有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求める件を議題といたします。質疑を許します。

○内藤(友)委員 ちよつとお尋ねしたいのでありますが、事実から申し上げまして、いさゝかな法的な根拠をお伺いしたいのであります。

先般いろ／＼な台風に北陸筋に参りまして、ことに私の富山県のごときは、いまだかつてない非常な被害をこうむつたのであります。特に樹木が倒壊いたしました。非常な被害を受けたのであります。ところがその後におきまして、各村で実はいさゝか問題が起きたのです。それは各部落にお宮があ

るのであります。そのお宮の樹木が倒れまして、拜殿なんかをぶちこわした。さつそく村の者が自分の宮だからというので、飛んで来ましてそれを切りまして、こわれているお宮の修理にとりかかつたわけです。ところがあな

たの方の關係の地方の出先機関が知りませんが、これはけしからぬ、それは國有財産なのだ、それを手をつけるのは種やかでないというので、富山県におきましては、かなりあちこちに刑事事件が起りました。部落の總代、村總代というやうなものが、警察にひつぱ

られたやうな事實があるのであります。それは何かの法律によりまして、部落のお宮のやういふ財産が、國有財産に編入されたのかは存じませんが、さういふことを結局村の者が知らなかつたといふことに基因してあります。いまだにさういふことで、村々で

ごた／＼繰返しておるのであります。部落の宮といふものに對する旧來の觀念といふことは議論は別にいたしまして、何となく村では割切れぬ氣持をみながつておるのであります。こういうことにつきましての法的ないさ／＼な關係を、お聞かせいただきたいと思ふのであります。

○吉田説明員 ただいまの御質問の点でございますが、神社、寺院の境内地といふものは、明治初年に常置せられて、大体においてこれは國有財産になつております。それを寺院、神社に無償貸付をしてゐるというやうな、法律的な形態をとつてゐるわけであり

十二月七日
委員中野四郎君辭任につき、その補
大蔵委員会議録第十一号 昭和二十五年十二月七日

ます。従つてその中に今の立木なんかも不動産としてあるわけでありませう。従つて法律上これは国有財産であることは間違いないわけでありませう。その場合、おそろくそれが倒れたしたものを処置します場合に手続をいたしますれば、割合に簡単に手続が下りてきますわけでありませう。その上いろいろな修築をされれば、別に問題は起らないかと思ひますが、おそろく部落の方がそういふことを御存じなくしておやりになつたので、それらに對しては、なるべく穩便な措置をとるべき問題であつたかと思ひます。

○内藤(友)委員 お話の通り、実は部落の者はその手続なるものは全然知らなかつたのでありませう。あとで、いつの間にか國の財産になつたかと驚いたやうな次第であります。もちろん今日法律というものが非常に数多く出ますので、一々立法院の者でもよく知らぬのであります。ましてや一般の人が知らぬのはあたりまえなのであります。

○吉田説明員 ただいまの御質問の点でございますが、これは別に新しく法律ができたから、それが国有財産になつたとかいふわけではありませう。

んで、明治以来そういうことにとつておつたのであります。ただその管理は神社、寺院がやつております関係上、また社殿等はおそろくその部落で建てておるといふ関係等がございます。そこらに觀念の根本があるかと存じます。この關係は大蔵省の出先機關である財務部でありますとか、あるいはもとこの社寺の關係は府県がこれを所管してございまして、昔は社寺兵事課といふものがあつたわけでありませう。府県あるいはその出先機關といふところに行けば、それははつきりしておると思ひます。

○内藤(友)委員 これはお聞きしますれば、まさにその通りだと思ひます。偶然の台風に見舞われまして、各村にそういう問題が突如勃発したのであります。かなり大勢の者が警察にひつぱられまして、村は上を下への非常な大騒ぎをしたのです。それらは將來親切に出先機關に通じまして、これを村々へ申し立てていただければわかるかと思ひます。それでは、それでやつていただきたいと思ひます。

○有田(二)委員 関連して……今のお話をお聞きして、法的にはあるいは局長のおつしやる通りかもしらぬが、とにかくジェーン台風なりキティ台風なりによつて、そういう問題が起きて来た場合、一々財務部へ行つて許可を得なければ何ともしないというやうなことではいけない。そこは政府が特にその神社なり仏閣なりに管理させておるわけですから、その連絡指導のよろしきを得て、事後に許可をしてもいいわけですね。また社がつぶれたとかいふ場合、それを一々財務部へ行つて許可

を得なければならぬことができないというのには、まさに法律をまつ正直にやつておるのには違ひないのだからうけれども、その運営の上において私は遺憾な点があると思ひます。いかなる天災地變があつても、法律の解釈通りでなければならぬといふのは私はおかしいと思ひます。しかもその管理しておるお社の宮司が、それに賛成してやつた場合においては、管理を委任してあるわけですから、何とかもつと法の運営の上において、やり方があるのではないかと存じます。局長の御所見を承りたい。

○吉田説明員 つまり管理を委任しておられます社寺の宮司あたりが、よく知らなかつた關係だろと思ひます。よくしまして、宮司がその下で手続をとるべき建前であつた。従つてその宮司がそういう手続を知らないで、おそろく村の人々と相談をしてそういうことにしたのではないかと思ひます。現在す。そういう点につきましては、現在国有財産處理の關係が進んでおりますから、おそろくもうあと數箇月でそういう關係がなくなつて来ると思ひますけれども、なおよく社寺なり、あるいは出先機關の方に申しまして、そういう場合には機宜の措置をとるやうにしたいと思ひます。

○有田(二)委員 富山の今の問題をひとつよく調査していただきたい。それに対して今局長は、社寺、仏閣の全國の国有財産が數箇月以内に解決するといふお話でありますけれども、先般私は大阪の社寺、仏閣の国有財産の處理方法について実施を検討して参つたのであります。なか／＼そう簡単に數箇月で済む問題でない。いろ／＼問題

があると思ひます。従つてその問題は別に日を改めていたすことにいたしまして、富山の問題を御調査願つて、全国的に再びこういうことのないやうに、大蔵省に十分な努力をお願いしたいといふことで、質問を終りたいと思ひます。

○竹村委員 ちよつと私は国有財産の処分について質問したいのであります。大体現在全國で社寺有のものであつて、これが国有財産として保存されておるのが非常に多いわけでありませう。前々から政府當局が答弁しているやうに、社寺有の無償取下げに關しては、特別の委員会があつて、その委員会に諮問して、適當と認めたものに對しては取下げるといふふうに言明されておるのであります。この取下げにあたりましては、世上いろいろ議論されておるわけでありませう。この取下げにあたりましては、この真偽のほどは別でありますけれども、いろ／＼スキヤンダル的なものが流布されておるわけでありませう。そこで私の伺ひたいのは、こゝにいう国有財産を無償で取下げる場合におきましては、これは法律的にもはつきりしておるやうに、その社寺の尊嚴を傷つけない程度、しかもその境内地として必要な程度、これに限つて無償で取下げらるべきものであつて、それ以外にその神社の經營を維持するためとか、あるいは神社の財産を保護するためとかいふ目的で取下げられてはいけなからういふふうには私は承知しておるのであります。これに對しましてひとつ具體的な例として伺ひたいのは、和歌山県におきまますところの高野山の取下げの問題でありますけれども、金

剛峯寺が大体一千三百町歩の譲渡を政府に申請しておる。こゝにいうことであるが、こゝにいう事実があるかどうか。しかも高野山では一千三百町歩といふやうな大きな国有林が、境内地として許されるものであるかどうか。この点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○奥原説明員 ただいま高野山の金剛峯寺から千三百町歩の保管林の譲渡の申請が来ておるかどうかというお尋ねがあつたのでございませう。これは事実でございます。ただいまその前提として竹村委員からお話ありました点につきまして、若干この機会に私からも申し上げておきたいと存ずるのであります。

竹村委員からお話のありました尊嚴維持に必要な範圍であつて、かつ境内地として必要な範圍に譲渡すべきであり、それ以上に財産的な利益を与へるべきでない、こゝにいう御意見であります。が、財産的な利益を譲渡すべきでないといふ点につきましては、政府におきましては同様と考えておるのであります。それはあくまでもその社寺の今後の宗教活動に必要な範圍を厳正に認定いたしまして、そしてその範圍の限り譲渡する。かりに反射の結果として、それによつてある程度の収益が生ずるといふことがあつても、それはあくまでも反射の結果である、かゝるに政府としては考えておるのであります。ただしからば、宗教活動に必要な範圍といふものをどう認定するかといふことにつきましては、必ずしも尊嚴保持だけを限定しておるのではないのであります。その以外にたとえば行事場の敷地でありますとか、ある

とつと私に思ひます。従つてその問題は別に日を改めていたすことにいたしまして、富山の問題を御調査願つて、全国的に再びこういうことのないやうに、大蔵省に十分な努力をお願いしたいといふことで、質問を終りたいと思ひます。

○奥底説明員　ただいまお尋ねのありましたという範圍のものが無償譲与の対象となり得るかということにつきましては、昭和二十二年の政令によりまして範圍を明確にいたしておるのであります。すなわち第一は本堂、本廳等の建物、敷地、第二は宗教上の行事、儀式に使用する土地、第三は参道用地、第四は庭園用地、第五は尊嚴保持に必要な土地、第六には災害防止に直接必要なる土地、第七には特別中

て、相當數の採伐許可を与えられてやる。この採伐の許可は一体無償でされたのかどうか。たとへば二十四年度におきましては五万六千石、二十五年度におきましては四万六千石、二十六年におきましては三万石程度の木材が、国有林から無償で払い下げられておると聞いておるのですが、これに對して無償であつたか有償であつたかという点、それから五百町歩のあとと残りの八百町歩はどうなるか、こゝうい

のであつて、従つて管林署の収支の中に入つてゐる。金剛峯寺には全然関係はないという御答弁でありましたが、それではお尋ねしますが、金剛峯寺が無償で払い下げられたかどうか知りませんけれども、金剛峯寺がこれの処分その他について、相當な利益を得たということは間違ひであつて、管林署金剛峯寺との間にはそういう疑わしき点はない。金剛峯寺は全然処分にタッチしてゐない、こういう確信を政

○宮腰委員　これは群馬県群馬郡室町榛名山の御料地の畝下げの問題に關しまして、この分業権者地域代表の川清外二十一名から請願が出ておる項について、大蔵省並びに林政部長お伺いしたいと思うのでありますが一応この内容について申し上げてみます。

元室町町榛名山御料地字内野一千百四十八町一反一畝二十歩は、明治

契約を更新した際、帝室林野管理局より、該土地に關しては転貸を許さずとの御指示により、室田町の借地人を分業者と改め、上司の認承を得て借地料料を分業料と改称して、室田町と各分業者とは同等の権利義務の關係にあることを明確化し、以降數回の継続手續を経て今日に至つておるのであります。なお分業者に対し、分業者の權利を表明する書類がないため、大正六年七月

御料地分業許諾証を分業者に発行し、權利の譲渡移転等移動の明確を期し、大正七年七月一日、時の町会において分業規定を議決、分業者はこの規定に従い今日まで造林育成に専念して参つたのであります。

顧みるに該御料地拜借當時の原形は、芒々たる原野で人跡まれな荆棘不毛の地であつたのを、明治二十九年より今日まで、分業者は寢食を忘れて營々として植樹及び手入れに専念し、言語に絶する苦難を経て今日鬱蒼たる美林となり、ようやく多年の勞苦も報いられるようになったのであります。

この間分業者中には、これらの苦難に耐えかねて、貴重な權利を他に譲渡した人も多数ありました。終戦により皇室財産を物納され、御料地も大蔵省の所管に移り、今回民間に取下げのことが進捗するや、共產黨員主唱の下に一部の町民を扇動して、御料地を農民に無料によこせ、分業権を取上げる等教項目をあげて強要し、町長に迫り、町議会の神聖を無視し、不穩の舉に出たのであります。このまま推移するならば、本町民は共產黨の支配するところとなり、町政はために紊亂し、町の平和は破れ、分業権者は立木を伐採するのやむなきに至るため、治山治水止きわめて憂慮すべき事態となるはもちろ、室田町の政治経済思想上ゆしき一大事なのであります。

以上概要を申し上げましたが、仄聞するところによりますと、群馬郡下の他町村においても、過般御料地取下げの際縁故者たる分業権者に払い下げられていたものであります。右の事情でありまして、室田町分業規定の條項と、過去五十余年にわたる経営の史態とよ

り見るとき、分業権は憲法第二十九條に規定する財産權と確信いたしますから、元室田町榛名山御料地の取下げについても、分業権者に對し御払い下げのようお願ひするのであります。この点について大蔵省と林野庁ではどうい御意見がありますか。その点をお伺ひしたいと思います。

○農林部説明員 ただいま御質問のありました榛名山御料地の貸付の問題につきましては、おそろく林野庁所管の国有林に植樹のために貸付をした、こういうケースであると了解したのであります。この林地が取下げをいたされますれば、その立木の植樹をいたした者の權利が、侵害されるというところを懸念してお話であるところ、かように存するものであります。これは具体的な現地の地点についての問題でございします。よく実情を調査いたした上、あらためて御回答申し上げます。したがって存するのであります。しかしながら、いづれにいたしても、國が土地の貸付をいたした場合には、たしまたしても、また部分林の設定をいたした場合には、民間に立木を植えさせた場合、民間に貸付したおる次第であります。これを尊重いたしまして、慎重に措置することは、これはもう申し上げるまでもない次第であります。その点だけお答え申し上げます。

○宮澤委員 日本の木材界である秋田県の場合でも、今後大いに問題になると思ふのであります。さういふうぐあいでは、山を伐採し、そのあとに植林して、部分有林にするような場合に、後日紛争が起るようなことがあつ

ては、今後植林においても進展しないかと思ふ。この点で今後どういふ問題について、林野庁でも十分御研究の上進めていただかないと、日本の植林が暗礁に乗り上げてしまふのではないかと懸念。幸い林野庁でも実地調査をして、また御報告願ひするといふことになつておるものであります。ぜひ急速にこの御調査を願ひまして、一日も早く御報告願ひするようにお願いしたいと思います。

これに関連いたしまして、もう一点お願いしたいのであります。ごく最近にある代議士が秋田県の木材の特売の問題について、さういふことをやつてはならぬといつて盛んに騒いでいるのであります。秋田県は木材の産地であり、また業者は日本の木材界に非常に寄与して、今日まで營々として努力して来られた業者の方々であります。従つて今のような、なるほど公平な立場からいへば、入札の形が非常に正しいかもしませんが、しかし秋田県は特殊なる事情を考慮されまして、現在特売が存在しておるのであります。この点について林野庁も今後秋田県のこの特売制を認めて行つても可いのかどうか。この点についてぜひお願ひしたのであります。何とか今後ともこの特売制は維持して行きたいわね、の希望がありますが、林野庁はどういうお考えであるか。その点についてお伺ひしたい。

たしまして、地元山村との關係その他いろいろの特賣がございします。この特賣制度を廃止するといふことは、当局といたしまして毛頭考慮いたしておりません。

○宮澤委員 ありがとうございます。また、西村(直)委員 国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件に關しましては、質疑を打切り、討論省略の上、採決を願ひます。

○夏堀委員 ただいまの西村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○夏堀委員 御異議ないやうであります。それでは国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件を議題として、ただちに採決に入ります。本件は原案の通り承認をすべきものと議決するに、賛成の諸君の起立を願ひます。

〔議員起立〕

○夏堀委員 起立議員。よつて本件は承認をすべきものと議決するに決しました。

なお報告書の作成、提出手続については委員長に御一任を願ひます。

○夏堀委員 次に旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案を議題として討論採決に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。西村君。

○西村(直)委員 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置を講ずる法律案につきまして、自由黨を代表いたしまして賛成の意見を表明いたします。

これはすでにたび／＼国会におきまして、各党各派を通じて熱心なる年金受給者からの請願がございまして、また政府当局におかれまして、これははなはだ社会正義にもとまり、かつ気の毒であるといふので、今回あらゆる御勞苦を払われまして提案になつた次第でございします。すでにこの該當者のうち最も老なるものは海軍の共済組合でありまして、これによりまして、現在年金わずか三百五十円程度の、きわめて低いものを受給されておりました数万人の人たちが、一般に与えられておる恩給あるいは改訂せられましたる給与ベースに從つて給与されるので、これは社会福祉という意味におきまして、きわめて妥當な措置であると考えらるべきであります。なおこの事務が在来は海軍のみならず、外地關係の共済組合の人たちについて個々ばら／＼になつておりましたのを、一元的に共済組合法に基き共済組合連合会において扱うといふことも、きわめて妥當な措置であると思ふのであります。ただこの際この移管につきまして、極力これをスムーズに移管していただくように、この權利義務その他事務の運営についてスムーズに移管されるように、監督官庁である大蔵當局において、十分慎重な考慮を執つていたできたいのであります。

さらにこれに関連いたしまして、日本製鉄八幡共済組合の年金受給者も同様問題がありまして、この法令の措置によりまして、昭和九年一月三十一日以前におきまして退職をいたしました者は、これによつて同様に救済を受けるのであります。それ以後の退職者、すなわち受給資格が発生していな

が

が

が

ら、退職したのが同年の二月一日以降である場合におきましては、十分安心してこの措置を受けるというまでに今回の規定ができていないのが、はなはだ遺憾でございまして、これはもちろんいづれに關係から、今回はこういう措置に出るのやむを得なかつたと思ふのであります、その八幡の共済組合の年金受給者の諸君も、やはり同じように雇員、用員として、長年一つの國家の産業に従事して来た年金受給の資格を持つておる人たちでありますので、これらにつきましても、近き將來におきまして、政府がやはり至急この補正立法措置を講ぜられることを望む次第であります。

これを要しますに、今回の措置は單にわが黨のみならず、各黨各派においても、終戦後何年かの間ぜびこの年金受給者の氣の毒な人たちを、一般の公務員の恩給、給与の線にまですべきであるという當然の要求を、今回政府提案によりましてこの措置がとられましたことにつきまして、政府の努力に對ししても、私どもは満腔の賛意、謝意を表しますと同時に、またこの法案がすみやかに参議院に送られまして、参議院においても御賛成を得まして、一日もすみやかにこのたくさんな低い年金受給者が、公平なる取扱ひを受けられることを希望する次第であります。

以上をもつて賛成の討論といたします。

○夏堀委員長 川島君。

○川島委員 私は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案に對しまして、国民民主党、共産黨、日本社会黨を代表いたしまして、政府にこの際強く條件を付しまして、

本家に賛成をいたすものであります。

本案のうち、ことに旧陸海軍に關する共済組合の問題につきましては、ことに一昨々年以來組合關係者からの強力な要請があり、さらにまた一般公務員等の共済組合關係にあるは物価の事情等にかんがみまして、當然にこれを引上げる必要のあることは言うまでもなかつたのであります。しかるに一昨年も昨年も、吉田内閣はこの問題に對して積極的な熱意を示すに至らなかつたことは、まことに遺憾千万と私は感じておるのであります。しかるに本年に入りまして、政府はわれわれ國會野黨側の強力な要請、及び組合關係者の切實なるところの熱望等にかんがみまして、おそまきながら、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案を提案するに至りましたことは、まことにおそきに失するうらみは数々あるのでございまして、やらないよりは非常にましだと思ふ。そいう意味合いにおきまして賛成をしておくものであります。

なお次の八幡製鉄に關する共済組合の問題につきましては、ただいま与黨側からも強い意見が出ましたごとく、われわれもきわめてその感を同じゅういたしておるものでございまして、ことに八幡製鉄の共済組合の問題につきましては、八幡製鉄が民間經營に移りまして、當初において、当時の政府が組合の従業員に對して、最も具体的な事柄を約束しておるのであります。しかもその当時の政府は、今の自由黨の前身である政府の中のもの、そいう約束をいたしておるのは、速記録にもきわめて明らかに残つておるところであります。そいう政府の責任ある言明を

唯一の頼みとして、八幡の従業員諸君は當時から今日までそれを期待し、それは唯一の希望として營々として製鉄に従事し、生活の困難な中にかかわらず、打勝つて今日まで来ておるのであります。しかるに今回の措置法によりますれば、その重大な政治的責任の大半が果されておらないという現状であります。このことは、責任ある政府の當時の言明を唯一の頼みとして期待しておりました従業員諸君にとりましては、まづたたく失意の底に陥れられるやうな痛切なものであるのではないかと、われわれは痛切に同情をいたすものであります。どうぞこれら現実的ないきさつにががみましても、また単に九年一月三十一日以前というこの時点によつて、その當時従事したしておりましたところの従業員に對して、格段の差異を付しますことは、これまた合理的ではないといふことを政府は大いに勘考されまして、すみやかな時期においてこれを一般旧陸海軍共済組合と同様な取扱ひにいたし、そうして當時における責任ある政府の言明をば、國民の前に果すという責任をとつていただくことを、この際強く政府に希望をいたしまして、本家に賛成をいたすものでございまして。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。これより採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

○夏堀委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成、提出手續等につきましては、委員長に御一任を願います。

○夏堀委員長 次に農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案外五案を議題として質疑に入ります。

○内閣(友)委員 大蔵大臣にお尋ねしたいと思ふのですが、この大蔵委員會はいつもであります、法律が出て参りますのが非常に多いのでございまして、今までは出ましたのは十八でありまして、おそくはかの委員會に比べまして、これは多く法律の出るところではないと思ふのであります。ことに昨日から今日にかけまして、七つの法律が出て参りました。会期はあす一日であります。この間に何とか七つの法案を審議しなければならぬのであります。しかし大蔵委員會は、第一回國會以來伝統的な一つの誇りがあります。そのときの政府には、全面的に協力するといふ実情があるものであります。大臣がここにお見えになりましたのはこれで二度目でありまして、ほんの十分か十五分の忙しきを見てお出ましをいただくのにもかかわらず、この委員會は勉強いたしておるのであります。きょうあすにも七つの法律の審議をやらなければならぬことになつております。そこでいろいろお尋ね申し上げたいことが実はあるものであります。参議院の方の予算總會の關係もありますし、よけいなことはひとつ遠慮いたしまして、ただ一つお尋ね申し上げたいのであります。

それは今議題になつております農業共済再保險特別會計の歳入不足を補填する法律であります、実はこの法律につきまして、昨年もういづれと政府のこの關係の皆様と論議を盡した

でありまして、そのときも政府側から、必ずこの農業保險については、十分な研究を重ねて、近き將來には、また繰入金のないような処置を講ずるといふ、強い自信のある御答弁でありましたので、私どもはこの前の繰入金の法律が出ましたときも賛意を表して、それが通つたのであります。ところが今度また約九億ほど一般會計から繰入れようという法律が出て参つたのであります。そこで大蔵大臣の御所信をひとつお尋ねいたしておきたい、こころ思うのであります。実は現行の農業保險制度によりまして、現在政府段階におきましては、この農業保險の赤字は約二十億ございまして、府県の連合會段階におきましては、二十三億ほどあることになつております。なるほど政府の負担すべきものは、一般會計からこころいふ法律で出して行くことができるかは存じませんが、府県段階のこの赤字二十三億は、現在のところ何ら目途がつかないものであります。そこで毎年々々こころいふふうなことが重なつて行きますと、農業保險制度というもの、一体どうなるかという心配があるものであります。と申しますのは、農業の災害は、これは毎年々々その災害の度が大いへんなことになつて来ておるのであります。これは今年もいろいろの災害があつたのであります。その災害といふものは昔に比べて、その風、その雨などは私は多いものと思つております。ただし、今日政府がなされておられます治山、治水のいろいろな施策にほとんど見るべきものがないために、また食糧供出の事前割当制度がありますために、不適地までも割当がかけられるのであります。か

でありまして、そのときも政府側から、必ずこの農業保險については、十分な研究を重ねて、近き將來には、また繰入金のないような処置を講ずるといふ、強い自信のある御答弁でありましたので、私どもはこの前の繰入金の法律が出ましたときも賛意を表して、それが通つたのであります。ところが今度また約九億ほど一般會計から繰入れようという法律が出て参つたのであります。そこで大蔵大臣の御所信をひとつお尋ねいたしておきたい、こころ思うのであります。実は現行の農業保險制度によりまして、現在政府段階におきましては、この農業保險の赤字は約二十億ございまして、府県の連合會段階におきましては、二十三億ほどあることになつております。なるほど政府の負担すべきものは、一般會計からこころいふ法律で出して行くことができるかは存じませんが、府県段階のこの赤字二十三億は、現在のところ何ら目途がつかないものであります。そこで毎年々々こころいふふうなことが重なつて行きますと、農業保險制度というもの、一体どうなるかという心配があるものであります。と申しますのは、農業の災害は、これは毎年々々その災害の度が大いへんなことになつて来ておるのであります。これは今年もいろいろの災害があつたのであります。その災害といふものは昔に比べて、その風、その雨などは私は多いものと思つております。ただし、今日政府がなされておられます治山、治水のいろいろな施策にほとんど見るべきものがないために、また食糧供出の事前割当制度がありますために、不適地までも割当がかけられるのであります。か

五

ら、そういうところまでむりして水稲をつくらうということから、そういうところは元来少く災害がありますと、すぐ被害をこうむるところなのであります。この割当制度の強く推し進められるという関係から、そういうところまであえてやらざるを得ないことになつておるのであります。しかしそういうことのため、また戦後ことにこのごろ家畜の保険につきましても、連合会段階におきまして約三億三千万円の赤字を持つておるのであります。これとて、今日政府のやつておられます家畜衛生施設というのを見るべきものがない。そういうふうな政府の施策のまずきのしわざが二十三億なり、また政府自体が補填する二十億の赤字となつて現われて来ておることである。そして、この府県連合の赤字二十三億というものは、当然政府施策の貧困から来るものであります。で、政府がほんとうに農山漁村の政策をよくやられますならば、こういうものは私には出て来ぬと思うのであります。それが無いものだから、これが出て来るのであります。当然これは政府が責任を負わなければならぬのだと信ずるのであります。しかしそれは現在におきましては、制度上そうなつておらぬのであります。そこで大蔵大臣にお尋ねしたいのは、この府県段階の二十三億の赤字はどうなるのか。かりに政府の負担すべきものは、ただいま提案されております法律、こういう法律の手段によりまして、一般会計から繰入れることができる。繰入れる道がありません。かりに政府の責任のものは果されましても、府

県段階のものはその責任を果すことができないのでありますから、結局私は農業保険制度というものは、一、二年をまたずして崩壊するのではないかと、私が大蔵大臣にお尋ねしたいのは、この制度を根本的にひとつ至急お考え直し願えることができるかどうかという点、もう一つは、府県段階の二十三億という赤字を、政府は何とか御処置なさる意思があるかどうか。この二つの点をはつきりと親切に御答弁いただきたい。それさえ御答弁いただければ、いろいろと制度上の疑問はございますけれども、そういうことはまたあとにいたしまして、ただこの二つのことについてお答えを願いたいと思ひます。

○池田田務大臣 国会に提案いたしました法案のほとんど半分近くは、この大蔵委員会で御審議願うのが、ずつと以前からの実情でありまして、短期間によく御審議いただきまことにつきまして、非常に感謝の意を持つておりますと同時に、私が予算委員会その他に参ります関係上、出席する機会が少いので、御迷惑をかけておることにつきまして、衷心よりおわびを申し上げま

して災害が起つた場合にどうするかという問題も、一つの問題であります。災害が起つた場合に、その災害の査定でございます。これにもある程度の問題がございまして、また保険料金につきましても、国以外のいわゆる農家の保険料金につきましても、検討を加えなければならぬ。また一般の農家の負担と国の負担の割合につきましても、私は検討する必要があるのではないかと申すのであります。補正予算で八億八千万円を出しましたが、来年度におきましてはこれに相当程度の基金を一般会計から出すことを、今計画しておりますが、お話の点もありまして、農業保険につきましても、早急に根本的解決策を研究してみたいと思ひるのであります。

な。家畜につきましても、補正予算で審議願つておると思ひのであります。が、一歩余力を家畜関係の方に支出したような状況でございまして、いづれにいたしましても、片一方では災害の起らないようにすることを考える。片一方では起つた場合において、その保険料金あるいは災害の認定、そして認定された後の国と農家の負担割合、こういう問題につきましても、御説ごもつともな点がある。で、政府としては早急に検討を加えたいと思ひております。

○内閣(大蔵)委員 大蔵大臣は非常に御親切なお答えでありまして、まことにわが意を得たのであります。どうかそのお言葉はお言葉だけではなしに、すぐさま統一通常国会も開かれることとありますから、おそくとも一、二月ころまでに、具体的施策をお示し願いますように、この上ともお願い申し上げます。

○川島委員 今も同僚の内務委員からもお話がございまして、よく、委員会には会期の切迫しているにかかわらず、次から次に重要な法案を提出され、とても通常の努力と人員をもつていたしましては、審議し切れない程度の過重なものを提出されて、まことに委員会には迷惑しております。どうも政府はこのごろくせが酷くて、ことにこの吉田内閣が成立以來、特にそういう悪い習慣がついておることを、まことに遺憾に存する次第であります。どうぞ今後は、その長くない内閣と思ひますけれども、こういう理不盡な議案の提出の仕方のないよう、私からも特に御注意を喚起しておく次第であります。

そこで私はこの議案には直接関係ないのですが、大蔵大臣があまり委員会に顔を見ることが少いので、その関係でお尋ねをいたすのですから、御了承を願ひたいと思ひます。お尋ねの件は二点だけお尋ねいたします。

先般大蔵大臣は私の質問に對しまして、短期、長期資金の金融に関する特別の金融機関というものはつくりたくない。と申された。そういうものをつくるかわりとしたしまして、従来の特別金融機関を活用して、金融政策の円滑と簡便を期したい、という意見が大臣からあつたのであります。今日の日本経済新聞紙上に報道されたところによりますと、これは金融の責任者である一万田日銀總裁の談として、今後の日本の財政経済の実態を勘案して、と、どうも今後には至急に長期金融に関する専門的機関が絶対に必要だ。と申す。そういうことでは、とても長期金融のまかないはおそくできないであらう。そして日本の経済安定と自立という目標を達成することが、きわめて困難な実情になるであらうという意味の言明を、新聞紙上でされておるのであります。政府の担当者である大蔵大臣は、そういう特別機関は必要ないと言明し、一方実際の金融機関に携わつて日銀一万田總裁は、そういうことと絶対的必要性を強調しておる。ここに二つの論議が対立している。この形になつて来たわけなのであります。この点に對して大蔵大臣の重ねての所見を私は承つておきたいと思ひます。明年度も承れば、超均衡財政を堅持して行くように聞いております。そういうことになれば、自然的にその財政のしわざが金融の面に参り

まして、金融問題が今年度以上に、さらに重要性を加えて来る事柄ではないかと懸念をいたしますので、その点をくどいようであります、重ねてこの機会に伺わせてもらいたいと思うのであります。

○池田國務大臣 この金融制度の問題は、やはり経済の事情によつて、ある程度かえて行かなければならぬ問題だと思ふのであります。従いまして御質問のあつたときの分は、私は主として問題になつておりました農林漁業金融金庫の問題を主題にいたしまして、お答えしたのであります。日本の金融制度をどうするかという問題になりますと、前は、不動産長期金融と商業金融とにわかれておりましたが、それが敗戦後すっかりごちゃごちゃになつてしまつて、日本の銀行は商業銀行として再出発することに相なつたことは、御承知の通りであります。ただ日本興業銀行は債券の発行を認められませんでした。こうして預金は原則として受入れない。こういうかつかつて、一つの長期金融機関としての存在をあれしつておつたのであります。しかし何と申しましたも、日本興業銀行が長期の金融をいたします場合は、二十倍の債券発行ということになりまして、二百億圓くらいしかできないというので、昨年御審議を願ひましたように、日本興業銀行に見返りから出資して、そうして債券の発行限度を四百億圓にしようというのであります。しこうしてまたこれにつけ加へまして、今まで不動産長期金融をやつておりました勧銀、あるいは北拓に認め、また特殊金融機関においては、中金、商工に長期金融の

意味を持たし、あるいはまた一般金融の意味を持たしたのであります。そこでその後におきまして、農林金融金庫の問題が起つて来たときに、新しい金庫をつくるかどうかということの答えは、私はこういうものについては、新しい金庫をつくるよりも、既存の分をやつて行つた方がいいという考えで申し述べたのであります。しこうして将来の問題としまして、農林漁業金庫につきましては、農林中金を主体にして、長期金融、不動産金融をやつて行こうとしておるのであります。

一般の産業資金としての長期金融をどうするかという問題が、まだ残つております。しかしこの問題につきましては、今でも勧銀、北拓、日本興業銀行が主としてやつております。また市中の銀行も相當の長期金融をやつておるのであります。このままで行くか、あるいは新しい銀行をつくるか、あるいは既存の銀行を改組して、長期金融機関としてはつきり立たして行くかということは問題だと思ひます。これは私は今検討中でありまして、一万田君のような考え方もあります。しかし一万田君は長期金融機関をどういうふうな形をつくるかということについては、何も言つていないのです。日本興業銀行を改組して長期金融機関にするとか、あるいは別に日本長期金融銀行とかあるものをつくるか、あるいはもう一つうふうな考え方はあるものであります。私は今すぐつくるといふことは、ここで言明できませんが、長期金融機関として、日本興業銀行をいさしくクロージングアップして、そしてその様子を見て、これをかえるかという

問題もあると思ひます。しかし御承知の通り、日本興業銀行はほとんどの株主が地方銀行あるいは銀行になつております。これを政府機関にするかしないかという問題は、大きな問題です。株主はきらうでしょう。だから私は責任者として、こういうことは考え方がまとまつてからでないといふにいくのです。日本銀行総裁は、長期金融金庫があるだろうという考えのもとに、あるいはうふうにしゃべつたと思ふのであります。それが、それならばいかなる形において置くかという問題は、また検討しなければならぬ、こう言うだろうと思ひます。私がここで申し上げてゐる程度以上に一万田君の考え方も進んでおります。私は責任者として、ああいうことはあつたに言わぬことにしておきます。放言居士といわれましますから……。株主その他に影響しますから言いたくない。とにかく預金部から長期資金が出るようになりまして、それをどういうふうなつかつて、どの銀行に使用するかということはいましばらく様子を見なければなりません。たとへば農林漁業金庫にしても、今五、六十億を計画しておりますが、これだけいかにどうか、産業の方にはどの銀行を通じて、どれだけ合理化資金を出すかという問題は、これからの問題であります。金融業者としては、長期金融機関が必要であるという意見は、言うことは必要でございまして、うが、大蔵大臣が今長期金融機関をどうこうすると言ふことは、まだ少し早い、こゝろ思つております。意見はかわつておりません。一万田君の考え方と、私の考え方とはかわつていないと思ひます。財政金融については私が責任者で

ありますから、私の考え通りに行かしていただきますと思ふのであります。○川島委員 大分池田さんは自信のほどを見せておるわけでありまして、私はくどく申し上げるのは差控へたいと思ひますが、現在の政府の財政金融政策というものを、一貫して明年度も行くという方針のようであることを前提として、お伺ひしてゐるのであります。そういうことになれば、なるほど見返り資金あるいは預金部の活用、それもありまして、現状の日本の経済の安定と復興、自立ということを考えて入れてみた場合に、現状の日本の長期資金に対する需要といふものは、財政的な投資だけではとても追つてくれない。さりとて、またそれを一般的なものの中銀行等にだけまかして、完全な安心の行くものではないという現状にあると私は考へてゐる。そういうことになつて参りますと、どうしても特別な長期金融の機関というものが必要で、大蔵大臣の好むと好まざるにかかわらず、必要が迫つて来るのではないかと、そのことによつて、初めて私はいわゆるドッジ・ラインの一つの突破口もそこに見出されて来て、真に日本国民が考へてゐる経済の安定と自立への突破口が、そこからも打上げられるのではないかと、そこからも打上げられるのではないかと感ずるために、重ねてこんなことを聞いたわけでありまして。大蔵大臣は暗に一面においては興業銀行、あるいは中金、商工その他問題の改組していただくことを漏らしは、長期金融機関の考え方を考へなければならぬといふ一つのものを、どこかに隠しながらも持つてゐる、この一つの現われじやないか、そう

感じて、今大臣の言葉を受取つたようになつてあります。そこで次にお尋ねをこの際いたしたいのは、インベントリー・ファイナンスの問題です。貿易特別会計に今年度は百億、来年度は五百億という老大な税金が、貿易会計の方へ繰入れられる予定になつて、これは確定されたい。この問題について大蔵大臣は、新聞紙上の伝えられるところによれば、このインベントリー・ファイナンスに對しては、その意見があつたようですが、その意見に基いて、それ／＼の折衝を今日までなされて来たのだが、その折衝がうまく行かないで、結局は明年度五百億圓一般会計からの繰入れをしなければならぬという結果になつたやうに、われ／＼は聞き及んでおるのであります。この問題についてまだわれ／＼は大蔵大臣のほんとうの考え方というものを、実は不幸にして聞いておらないのですが、このインベントリー・ファイナンスの問題は、日本の財政、さらにひいてはわれ／＼が支払います税金、資本の問題にとつてきわめて重要な事柄でございまして、この際ひとつ大蔵大臣の率直な、この問題に対するところの見解を表明しておいてもらへば、まことにわれ／＼にとつて望外の仕合せだと思ひますので、重ねてこれをお尋ねしたいと思ふのであります。

○池田國務大臣 私は新銀行をつくるというところに、根本から反対ではないのであります。後に御審議願ひます日本輸出銀行、もちろんこれも長期の金融機関であります。私は前からそういうものは必要に應じて設けようと思つており、今後新銀行の設立を考へな

いということではない。この前の質問は、農林漁業金融のことだからさういふふうの説明したのです。

次にインベントリー・ファイナンスの問題は、財政演説でも申し上げておられますように、インフレの要因がまだ日本には残つてゐる。しかも朝鮮事変後におきまして、貿易の伸張によりまして、通貨の膨脹が相当あるのだ。それをどういふふうにしてまかなつて行くか。日本銀行の貸出しでどん／＼やつて行くといふことは、少し危険ではないかという議論はもつともな話です。私もさういふ気持を持つてゐる。従来の特別会計に一般会計から四百億を繰入れたといふことは、御存じの通りであります。そこで私はインフレを抑えつつ、ある減税をして行こうという場合に、片一方で減税、片一方で相当程度にインフレを抑える手段としてのインベントリー・ファイナンスは、こ

ういふ場合において大蔵大臣としてはとらなければならぬ筈だと決心したわけですね。朝鮮事変が起らざる限りにおいては、私はインベントリー・ファイナンスはいらぬといふのでやつておつたのであります。その後情勢がかわりましたので、通貨の一次的な増発といふことを押える意味においてやつておるのであります。繰入がどん／＼ふえて来るといふことになれば、これはいらないと思ひます。しかし私の見込みでは、やはり相当繰出が伸びて、繰入が少し足らぬようになるのではな

いかといふ気がいたしますので、来年度五百億程度の為替平衡資金と申しますか、インベントリー・ファイナンスといふことよりも為替平衡資金、こ

ういふふうな気持ちで組みたいと思ふのであります。減税をします以上、やつぱりこ

ういふふうな、悪い意味で言えばクツシヨンですが、これは大事をとる意味において方策としていい方法だと考えております。

○竹村委員 私は簡単に一点だけお伺いしたのであります。本日提案されております食糧管理特別会計の歳入不足を補填するための繰入れであります。これが先般食糧庁長官の話を聞きまして、特別会計には三百五十億から四百億の黒字があるといふことを言つておられます。法律的な問題は別問題といたしまして、こ

ういふ黒字があるのになぜ繰入れをしななければならぬか。これは法律的にはさういふことになるかもしれないませんが、しかし一般的に考え方をからして、こ

ういふ多くの黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

ういふ黒字を持つておられるが、こ

○米原委員 そういたしますと、まずこれは議論になりますからその点はやめにいたします。結局輸入が増大すればその問題は解決するわけであります。

ところが本日の新聞を見ますと、中共貿易が全面的にはほとんどが禁止されるというように出ておる。先日十一月の末であります、機械工業連合会から安定本部、通産省の方に要望書が出ております。それを見ますと、中国及び韓国向けの貿易促進の要望書であります、相当大量のものの引合ひが来るとおるという条件もできている。たとえば自動車にしても一万二千台、自転車が一千万ドル、マシンが四十万台、光学機械が百八十五万円、ディーゼル・エンジンが十二億円というふうな引合ひが来るとおるということで、要望書が来るとおるわけでありまして、そうして最近の中国の事情を聞きますと、農地改革が非常に成功しまして、それが日本のような農業の零細化の方向でなく、農業の過剰人口を工業の建設の方にまわしまして、大きな建設計画——われ／＼が想像してましたより以上の大きな建設計画が進められておつて、重工業の方面の資材に対する注文が非常に多くなつておる。

この問題を解決しなければ、結局今後日本は立つて行けないのじやないかと思つておるときに、本日ああいふものが出来ておるわけでありまして、日本の輸出制限等の法令を見まして、どうしてああいふことができるのか、私にはわからぬのでありますが、その点について説明を願いたい。

○池田田務大臣 私はこの問題についてまだつまびらかにしておりませんから、御答弁申し上げられませんか。

○米原委員 では聞きますが、外国為替特別会計に貿易特別会計から二百六十億、一般会計から百億円の繰入れの問題であります。最初は五百億繰入れと聞いておりましたが、これがどういふ点で削減されたのであるか、ひとつ説明願いたい。

○河野（二）政府委員 貿易会計は今年度末で終りなのであります。当初の剰余金が六百四億あると思つておつたのであります。そのうち百四億は予備費に残して、五百億外為に繰入れることにしております。ところが、貿易会計で持つておる物の値下りとか、あるいは輸出貿易が伸長したために円資金が不足したという関係で、二百六十億しか繰入れられなくなつたということでありまして。

○米原委員 それでは米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案について聞きますが、海外から買いつけた物資を対日援助物資に振りかえる方針のようでありまして、どういふものが入つて来ることになつておるのか、この点を聞きたい。見返り資金に幾ら繰入れることになつておるか。

○佐枝説明員 お答え申し上げます。今度新しい方式で援助物資として受けることが予想されておりますのは、米國産の原綿だけでございまして、それからこれはどのくらいの数値、金額が予定されておるかはまだはつきりしませんが、明年の六月までの計画でございまして、金額で言えば大体七、八千万ドルの棉花が輸入され、それが入つて参りますと、それを円に換算して見返り資金に繰入れる、こういうことになつております。

○米原委員 そうしますと、今まで外国為替特別会計の方のドルで支払つていたものが、こういう形になることになると、まず／＼外国為替特別会計の円資金が不足することにならないかどうかが、聞きたいと思ひます。

○大久保（大）政府委員 お答え申し上げます。対日援助によりまして米綿が輸入されます場合に、最初は外国為替特別会計の保有外貨を用ひまして、一応支払いをいたします。その輸入の後、外国為替特別会計に對しまして、相當の外貨が補給されるわけであります。そこでこれを私どもはガリオアリインダエストメントと申しておりますが、そういう外貨だけの操作でありまして、円の方には響かないのであります。従ひまして、御質問のような外国為替特別会計の円資金が、不足するということはないのでございまして。

○米原委員 軍の払下げ物資について、これを今までもこの特別会計で扱つていたということがあるようでありまして、これは今年の春の通常国会のときに、委員会が聞いたことがあつたのであります。その当時は政府から明確な答弁がなかつた。現在町に払下げ物資と称していろいろのものが出ておる。チューインガムとかチョコレーとかカン詰類とか、いろいろのものが出ております。これは相當の分量だと思ひますが、どのくらい出ておるか。前に聞いたときには、政府から全然明確な答弁がなかつた。今までこういう払下げ物資は大体どのくらい出ておつたか、これを明らかにしてもらいたい。

○佐枝説明員 軍の払下げ物資についてお答え申し上げます。軍の払下げ物資といひますと、SIM物資といひまして、米軍の余剰物資の払下げ、米軍の現地の払下げ物資のQM物資、英軍の現地の払下げ物資のBCOF物資、この三つを総称したものでございまして。余剰放出物資といふのは、古い軍服その他でございまして、それは衣類が一番多くて、それから古い軍靴、そういうものが主でございまして。米軍並びに英軍が現地で払い下げる物資は、不要に掃した実にあらゆる種々雑多なものがございまして。たとえばストラップ類とか、こわれた車両であるとか、要するに現地の米軍なり英軍が使用しまして、廃棄処分しようというものを払い下げて来るわけでございまして。当初以来どのくらいこういうものが払い下げられたかといひますと、これは厳密に計算した数字でなくて、きわめて大ざつぱな数字でありますけれども、大体円に直しまして七十九億程度、現在残つておりますのは二十九億程度、但し残つておりますのは、必要以後米軍の方で逆にこの返還を求めておりました、一応大部分が凍結されております。

○米原委員 たとえば今おつしやいました軍靴の払下げでありますが、今年の春の経済安定委員会が開きましたときに、明らかでなかつたのであります。が、当時でもたしか売れなくて、払下げが二百万足近くも残つておるといふことを承つたことがありますが、そういうものもこの中に入ります。結局それらも対日援助物資として扱われる。これが見返り資金に積み立てられておるのであるかどうか聞きたい。

○佐枝説明員 払下げ物資は、現在見返り資金の積立てにいたしております。

○西村（直）委員 ただいま上程中の六案に關しまして、質疑の打切り動議を提出いたします。そうして暫時休憩いたしまして、午後すみやかに再開されることを望みます。

○夏堀委員 西村君の動議に御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○夏堀委員 それではさうとりはからいます。午後は一時半から会議を開き、採決をいたしますから、必ず御出席を願ひます。

これにて休憩いたします。

午後二時九分開議

○小山委員 代理 午前中に引続き会議を開きます。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、討論に入ります。討論は通告順にこれを許します。竹村君。

○竹村委員 ただいま上程されました本案に對しまして、日本共産党を代表いたしまして賛成の意見を述べます。われ／＼が賛成いたしますのは、無條件にこのまま賛成するというわけではないのであります。

御承知のように、農業における災害といふものは、毎年激増して参つておるのであります。しかもこの激増したところの災害は、單なる天災というには、あまりにも多きに過ぎるのであります。その原因を靜かに探求いたしますならば、少くとも今日の吉田内閣の農政に対する大失敗が、こういうふうな災害を増大せしめたことを物語つて

ておるのであります。それは本国会においても見られる通りに、本臨時国会の召集にあたりまして、農林大臣は、口を開けばわれ／＼野党側の早期開会要求に対して、少々時期は遅れても、與農国会にするのだと表明しておつたのであります。あにはからんや本臨時国会が開かれまして、われ／＼野党側の見解からするならば、少くとも本臨時国会を通じて、農業に対する何らの根本的な施策の跡を見ないのであります。しかもこの農業共済再保険という形における根本的な対策樹立ということが、毎国会の政府の言明でありまされども、本国会におきましては、何らその跡を見ないのであります。しかも先ほど申しました災害の増大というものは、たとえば災害復旧費が十分でないこと、あるいはその他万般のことをしてこういう災害が増大するのではありませんから、われ／＼は現在の瞬間においては本法案には賛成いたしますが、それに続いて今後こういうものに対するところの根本的な方策を樹立することを、まず第一の條件として、第二には現在農業共済連合会におきまして、これは農村に対する施策の欠陥から生じたのであります。ゆえに、この赤字の全額を政府におけるところの負担の方法を樹立して、少くとも今度の通常国会においては、二十億以上に上るところの赤字の決済を、政府の責任においてやるということを條件といたしまして賛成するものであります。

○小山委員長代理 川島君。

○川島委員 私日本社会党を代表いたします。ただいま議題になつてお

ります。農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案については、ただいま與農国会の委員からも申されました通り、この農業共済に關する根本的な対策樹立を再検討する段階になつておるといふことは、昨年大蔵委員会においてもきわめて熱心に論議され、当局もまたその事柄について考慮を約されておるはずであるのであります。しかるにそのことがいまなお行われずして、同じことを繰返しておるようなこの形に對しましては、われ／＼は必ずしも賛成しがたいのでございますが、当面實際的な必要の点もございまして、一應賛成の意を表する次第であります。詳しくは前大蔵委員会におきましても、わが党を代表して私からする具体的に申し上げてありますので、この機会に詳しい討論は省略いたしまして、本法案に條件付で賛成するものであります。

○小山委員長代理 田中君。

○田中(壽)委員 私は自由党を代表いたします。ただいま議題になりました本法案に、賛成の意を表するものであります。

本改正の趣旨は、本年当初より悪條件が重なりまして、本来政府の負担すべきところの異常災害が多かつたために、その不足金を一般会計より繰入れんとするものであります。趣旨をわめて明白でございますので、賛成をいたすわけであります。

なおこの保険制度には相当の欠陥がございまして、農業共済連合会におきましては、年々赤字が累積しつゝあるような状態でございます。こ

れに對して何らかの根本的な改正をすることは、きわめて必要なことと存じます。先ほど質疑応答の際、大蔵大臣がその点に關して言明をされましたことについては、全幅の期待を持つておるわけであります。

○小山委員長代理 天野久君。

○天野(久)委員 民主党を代表して本法案に賛成をするものであります。しかして日本の食糧事情から申しまして、農家の保護といふことは最も重要なことであります。補填金を今回増額されるといふことであります。なお一層この法案に對して、農民に対する遺憾なきを期していただく希望を申し上げて、賛成をいたします。

○小山委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。本法案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

〔議員起立〕

○小山委員長代理 起立総員。よつて本法案は原案の通り可決いたしました。

○小山委員長代理 次に食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、討論採決に入ります。討論は通告順によります。川島君。

○川島委員 私は日本社会党を代表いたします。本法案に條件付な賛成をいたすものであります。

この食糧管理特別会計の歳入不足の補填の問題につきましては、これまた從來しばしば論議が重ねられて来たの

であります。ことに食糧の内容等につきましましては、世上往々にして疑念視される点も必ずしも少くなかつた事態等にかんがみまして、政府はこの食糧管理特別会計の運営について、さらに特段の研究を要する点が大いにあるのではないかと思ふのであります。どうぞ今後この特別会計の運営について、国民の負担に關係するところをきわめて重大切実なものがありますので、一層の注意を私どもはこの機会に重ねて喚起いたしておきたいのであります。

○小山委員長代理 竹村君。

○竹村委員 共産党を代表いたします。その理由として反対いたします。その理由とするところは、共済掛金を全額國庫負担とするということについては、われ／＼は異存はないのであります。けれども、本案のごとくいろいろな形において食糧特別会計へ繰入れられ、しかもそれからまた払い戻すというふうな方法をとられるわけでありまされども、この食糧特別会計に對する経理その他の面について、これは別の機会にも申し上げたいと思ふのであります。いろいろな点において疑問を持つてゐるので、こういう方法に對しましては、わが党は反対するものであります。

○小山委員長代理 田中君。

○田中(壽)委員 私は自由党を代表いたします。本法案に賛成をするものであります。

○小山委員長代理 田中君。本法案は農業共済掛金の一部が、食糧の消費者負担となつてゐるのであります。昭和二十五年からはこの消費者

の負担部分を、一般会計において負担することになつたわけであります。従いまして、これは年々一般会計より特別会計を通じて、さらにこれを保険特別会計へ繰入れて行くのであります。本年年度途中におきましてその変更を生ずる必要がございましたのは、それは保険の金額は、すなわち政府の米の買入金の価格でございますが、パリチーの指数的上昇等によりましてこれが増加いたしました。従つて保険金額が増加する。そこでその不足分というものを一般会計から特別会計に繰入れ、さらに保険会計に繰入れるわけでありまされども、これはまことに當然のただ事務手続をなさんとするものでございまして、それに対していろいろの論はすべて当然ぬところでありまされども、本法案は無條件賛成でございます。これをもつて討論の趣旨をいたします。

○小山委員長代理 天野君。

○天野(久)委員 私は民主党を代表いたします。本法案に賛成するものであります。

先ほど川島君からお話がありましたが、食糧管理に對してはとやかくのうわさがあつたが、そういうことのないようにすることともに、また一方において今の世界情勢から見まして、日本の食糧問題といふものは非常に重要なものであります。これに對しては政府国民ともに関心を持つて、わが國がいかなる場合に立ち至つても、食糧の不足を来さないようにいたさなければならぬ。かるがゆえに、この補正予算いわゆる歳入補填といふこととに對しても、これは余儀ない事情のもとにできているのだと存じ、賛成いたします。

これから採決に入ります。本案は原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

○小山委員長代理 起立多数。よつて
本案は原案の通り可決いたしました。

○小山委員長代理 次に食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、討論採決に入ります。討論は通告順に従います。竹村君。

○竹村委員 私は日本共産党を代表いたしました、ただいま上程されましたた法律案に対しては、反対の意見を申し上げます。

これはいろいろ消費者価格との関係はあるのでありますが、先ほども申しましたごとく、現在におきますところは、先般特別会計におきましては、食料等におきましてもいろいろ伝言来新聞等におきましてもいろいろ

られておりますごとく、この運営の面においてあるいは冗費に流れ、あるいはその他いろいろな運賃の二重、あるいはそのような問題等を通じていろいろ問題があるのであります。しかも今日生

産者価格と消費者価格との差は実に幾大でありまして、しかもこの尨大な差額の中から一切が補われているのではなしに、また一般会計からもいろ／＼な形で繰入られておるといふような面

を見ましたときに、單に消費者価格を安くするためだというだけでは、この問題を解決でき得ないとわれ／＼は考へるわけがあります。この意味合いからいたしまして、わが党はこれに對し

たしまして、これまた政府に強い注意を喚起しまして、本案に賛成するものであります。

が、この食管会計につきましては、や
 かもするとその運営がずさんに流れ、

るな事態が生ずる面も往々にしてある
のであります。そういう事柄に対しま
して、われ／＼は断固政府の注意を促
し、国民の血税の運営については、最

も慎重かつ軍神の上に立つて運営をはかることを、さらに強く要望いたします。して、本案に賛成をするものであります。

○小山委員長代理 田中君。

○田中(啓)委員 私は自由党を代表いたしまして本案に賛意を表するものがあります。

本案は、輸入食糧を食管特別会計が買い入れます際に、従来は貿易特別会

計において、すでに価格調整補給金を繰入れまして、横浜斎の価格と、政府が内地食糧を買い入れております価格とをほぼ同じにいたしまして、そこかから食料特別会計は食糧を買い入れてお

つたのでありますが、その方式を今更
かえまして、価格差補給金を本食管轄
別会計が直接繰入れまして、調節に当
らんとするだけであります、いわば
きわめて形式的な手続がかわつただけ

であります。しかもそれは貿易特別会計というものがかわりましたのに応じて、かわつて来るだけのことでございまして、その他には何にも意味はございません。当然国の事務を扱つておる

に對して、実は反對も賛成もほとんど論議の余地はないことであらうと思うのでありますが、それを反對される理

さような趣旨におきまして、私は本改正案に賛意を表する次第であります。

○天野(久)委員 私は民主党を代表いたしまして、本案に賛成するものであります。

おいてかわりはないが、ここに民間貿易というものが出来来ます。そこで輸入食糧が高くて、国内の食糧が安い、こういうことに對しては、やはり考へ

す。日本の食糧と外国の食糧とが違ふ
という点について、日本の農民がそ
れだけ苦勞しておることを考えなけれ
ばならぬ。この点について価格差が生

案に対しては賛成いたします。
○小山委員長代理 これをもつて討論は終局いたしました。

案の通り取決するに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○小山委員長代理 起立多数。よつて

○小山委員長代理 次に、郵政事業
別会計の歳入不足を補てんするための
一般会計からする繰入金に関する法

○竹村委員 本案に対して、日本共産党を代表いたしまして反対するものであります。

訂に基づく、郵政事業に対するところの一般会計から繰入れる問題でありまし

す。もう一つは、いわゆる公務員の給与の問題であります。わが党といふたところでは、現在の給与ベースの改訂しましては、現在の給与とベースとの改訂しましては、現在の給与とベースとの改訂

にあつては、その根本法が改正されてしまつたといふことは、國民的歴史に於いておきかたないであらう。さういふ根本法が改正されてしまつたといふことは、國民的歴史に於いておきかたないであらう。さういふ根本法が改正されてしまつたといふことは、國民的歴史に於いておきかたないであらう。

ない限り、これだけでは十分でない。しかもこの給与の改訂というものは十分ではないという建前からして、本案に対しては反対するものであります。

小山委員 長代里 川島啓。

○川島委員 私は日本社会党を代表しまし、この案に対しましても政府に強い要望を付して、賛成をいたすものであります。

元來わが党は今回の政府の公務の給与ベース改訂等の問題につきましては、原則的には反対をいたしたのであります。なぜ反対をいたしたかということは、すでに本会議等において述べた通りであります。

らかになっておりますので、この際、かくの論議をいたしますことを省いたします。しかし年末当面の問題さしあたって、しかも郵政事業に携る多くの従業員が現実的に受ける給

に根本的には反対の立場をとつておられますが、若干でも従業員に困難な経済が救われる問題に関連のある法案で

今日の公務員大衆の生活の実態にかん

移員一般の給与への不満の再調査を行ふことを、われわれは強く要望いたしました。本案に賛成をするものであります。

○三宅(剛)委員 私は自由党を代表いたしまして、本法案に賛意を表するものであります。

すから、非常に経費もかかり、また努力を払つておるような次第であります。今般の補正予算におきまして、金ベースの改訂とか、あるいは臨時手当等の処置によりまして、つねに

たしましては、そういうような大勢の
従業員に便益を与えたい、こういう意
味においてこの法案に対する整備をい
たしたわけでありまして、ここに十二

般會計から繰入れることは、当然過るほど当然であるということを感じておるような次第でございます。なお、これは独立採算をもといたしており、

すか。余裕金が生じた場合には本会計に繰入れるということになっておりますので、本法案に対しまして、自由党は全面的に賛成をいたす第であります。

○天野(久)委員 私は民主党を代表いたしまして、本案に賛成するものであります。

申すまでもなく、この郵政事業はわが国の血管のごときのものであつて、津々浦々まで連絡をいたしておられなければならない。そこで現状は、終戦後非常にこの事業がなめらかな運行になりつつありますが、しかしいまだその従業員に対する給与は、それと相伴わないというような形があります。従つて歳入不足を補填いたしてこれら従業員に支給したことは、まことに最も当を得たことである。しかし全通の中には、ややもすると事を構えて混乱しようというような人が、いまだなきにしもあらずでありますから、給与は給与として十分与へ、しかしわが国の文化発展の連絡をいたしますこの郵政事業に対しては、従業員に対しあたたかき感情を与へて、そうして文化促進のために、この郵政事業を有効に使うようにいたさなければならぬと存するのであります。従つて本案に対しては賛成いたします。

○小山委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

(賛成者起立)

○小山委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○小山委員長代理 次に、外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題とし、討論採決に入ります。討論は通告順に従います。苦米地君。

○苦米地(英)委員 本案は、わが国の経済自主性を築く上におきまして、必要なるその一環をなす法案でございます。わが国の経済自主性を獲得するためには、外国貿易の振興ということがきつて必要であり、近年年々ともに貿易が進展して参つたことは、御同慶にたえないところでございます。しかし昨年すなわち昭和二十四年度から今日まで、急激に輸出貿易が増加いたしました。外貨の手持が急激に増加いたしましたこととは、その貿易伸張の一証でありまして、慶賀にたえないところであります。これがために円資金の予算が不足して参つて来たのは、やむを得ないことであると存するのであります。昨年度におきましては、その不足金を日銀から借入れをやつてまかなつて参つたのであります。現在日本経済の安定のためには、大蔵大臣も言つておられるように、一方において減税をし、他方においてインベントリー・ファイナンスをやつて、日本に現在潜在しておられるところのインフレーションを抑えて行かなければならぬ。この立場からいたしますならば、昭和二十四年のごとくに借入金をもつてこれをまかなうということは、健全な行き方ではないのであります。そこで先般例のユーザンスの制度が確立せられまして、それから百十三億の金が本特別会計に繰入れられまして、これによつて困難が著しく緩和されて参つたのであります。ついでであります。世界金融の上から見ればまことに要るな制度でありまして、これは国際貿易に使われるユーザンスのごく片鱗が現われておられるだけのものではあります。

で、この点については一日も早く国際貿易上の正常なユーザンスが確立されることを希望いたしますのであります。かくのごとくいたしまして、先ほど申し上げました百十三億が繰入れられ、困難が緩和されまして、この会計に、なお本特別会計にいたして、この会計に貿易特別会計から二百十六億円を入れたら、なお百億円の不足を生ずるわけでありまして、従つてその百億円をこの特別会計に繰入れようとする本案は、まことに当を得たものでありまして、自由党はこれに賛意を表するものであります。

○小山委員長代理 川島君。

○川島委員 私は本案に対しましては、社会党を代表いたしまして断固反対をいたすものであります。

この法案の意味するものは、今日日本経済の安定にとつてきつて重視され、また問題になつておられますインベントリー・ファイナンスにかかわることの密接な法案であるのであります。政府は極力日本経済の事態に即して、まず何はともあれ財政の規模を縮少し、そうして国民負担の軽減をはかるといふことを、吉田内閣の最も重要な一枚看板といたしておられるわけである。しかるにかかわらず、この特別会計の一般会計からの繰入金を今回百億円、さらに明年度におきましては五百億円を繰入れるということが、ほぼ確定をいたしておられるとわれ／＼は承知いたしておるのであります。この問題について、午前中は当面の池田蔵相にその所見を尋ねましたところ、蔵相の説明によれば、今の段階ではこの種のことを行なうければ、インフレの危険があるからだといふだけの説明が大

部分でありました。今日の日本経済の事態を見、また国民生活の真相を把握いたしまして、われ／＼が勘案いたしました場合、この事柄を行うことによつて、なるほど著しいインフレへの一つのブレーキとなるという論議は、一応うなづけるのであります。この五百億円の増額が、ただちに参つて、今日の経済の事態からいって、著しくインフレに拍車を打つという事柄を、あまりに政府は神経質に今日考へ過ぎていて、ではないかと私は思うのであります。元来特別会計といふものはその本則として、できるだけ特別会計内におけるところの独立的な採算を行い、なおかつ不足の場合には借入金をもつてするといふことが、私どもは常態であるべき筋合いであらうと考へておるのである。この特別会計へ一般会計から国民の血税で百億円を繰入れ、また明年度も同じくさらに五百億円という巨大な額を繰入れるということ、政府の称しておられるところの財政規模の縮小、及びこれによるところの国民の負担の大幅な軽減といふことは、非常な矛盾をここにはらんでおるといふことを、見のがすことはできないのであります。今日政府の言うところによれば、生産が増大し、国民生活はやや安定回復をいたしたといふことが事実であるとなれば、このインベントリー・ファイナンスを廃止いたしたとしても、それがただちに日本の経済のインフレ要素となつて、大きな弊害を与へるという事柄にはならないと、今日の段階では、私も考へておるのである。しかも国民の血税である乏しい財政の中に、あえてこの事柄を行おうといふこの政府の方針に対しまし

ては、われ／＼は従来からも断固反対の意を表明いたしておる次第であります。しかも最後に申し上げたいことは、インフレの問題は大體において物の不足、そして通貨の膨脹にあるといふことが、インフレの一つの大きな原因であるといふことは考へておるのであります。今日すでに生産はやや増大し、しかもそれによつて物の不足といふことはかなり緩和されておる今日である。そういうことを考へてみれば、デイス・インフレの事柄がでないのだといふ政府の考へ方には、われわれは賛意を表したいのであります。むしろこういふことによつて、かえつて逆に国民経済を圧迫し、最大限に行うべきところの減税も行へない。そうして中小企業のごときは深刻な金融難にあへいで、倒れ倒れに倒れればかりの困難な実情に當面しておる、こういう形であるのであります。従つてこういう問題については、政府はもう少し積極勇敢にその所信の上に立つて、この種の問題の解決に當るべき気魄を、私は必要とするのではないかと考へておるのであります。

以上のような理由によりまして、わが党は本案に対しましては、断固反対の意を表明しておくわけであります。

○小山委員長代理 米原君。

○米原委員 私は日本共産党を代表いたしまして、外国為替特別会計に対するこのインベントリー・ファイナンスをやろうとするところの法案に、反対の意見を述べたものであります。

今国会の最初にあたりまして池田大蔵大臣は、朝鮮事変以来の特需によつて、相当経済状態が復興に向いつつあ

るかのとき頃説をなさつたのでありますが、実はその特需景気なるものが、いかなる影響を日本の財政面に与えて来ておるかということが、この法案にはつきり現れておると考へるのではありません。特需によつて非常に輸出が増加して、外貨の手持が増加したところがある結果はどういうことになつておるか。一方で世界資本主義諸国における軍備拡張計画が推進されまゝに於て、輸入の方がまゝに杜絶するやうな状態になつて来ております。その結果がどういふインフレーション・ファインダンスを行わなくてはならぬという事態、しかもそれが結局は、国民の血税をこの中に百億圓繰入れるという結果になつて来ておるのであります。しかも今日の新聞紙上に見られますやうに、産業界でも多数の要望があるところの中共貿易は、この事變の影響として、逆にこれを禁止するやうな方向に向いつつあります。最近の中国の事情は、聞くところによれば非常な産業復興が行われて、日本の大産業に對しても多くの注文が来ておる状態でもあります。こういうところからいへば、農産機械なりトラクタールなりを輸出するやうな形に持つて行ければ、国民が待望しておるところの鉄鉱石にしても、開鑛炭にしても、どん／＼入つて来る。そういう形になつて行けば、こういう状態にはおそろしくならないと思ふのでありますが、そういう方向に政府の政策が向わずに、昨日の外務委員会において、吉田首相が述べられましたやうな向米一辺倒の政策が、まづ／＼こういう破滅的な結果にならうとしておると、この百億圓繰入れの結果、今回の補正予算にお

いても予定された年末手当が半分に削減され、問題になつておりますところの平衡交付金につきましても、八十八億の予定のものが三十五億に削減される、災害復旧費も削減される、こういう結果になつておるところを見まして、われ／＼はこゝろ、政策には絶対に反対せざるを得ないのであります。

○小山委員長代理 天野君。

○天野(久)委員 私は民主党を代表いたします。本案に反対するものであります。

先ほど川島君その他から、るるお話がありましたので、詳細な説明は省きますが、まづ一般会計、いわゆる国民の血税より百億圓の繰入れは、今の日本の現状におきましては、まことに悲しむべきことだと思ひます。百億圓の金がありますならば、今国内において、もつとこれを有効に使わなければならぬ、使つてもならなければならぬ、ない面が多数あるであらうし、それからまた、この会計の資本増加は輸入をはかるものでありましようが、輸出を盛んにいたしますならば、この必要もなくなるだらうと考えます。従つて私は本案に對しては反対をいたします。

○小山委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君は、御起立を願ひます。

○小山委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○小山委員長代理 次に米國對日援助物資等處理特別会計法の一部を改正する

る法律案を議題とし、討論採決に入ります。討論は通告順によりまゝ。苦米地君。

○苦米地(憲)委員 米國對日援助物資等處理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、私は自由党を代表して賛意を表するものであります。

その理由は、これは去る十一月日本政府に最高司令官からスキヤップ・インとして指示せられたものに基いた、米國對日援助物資處理特別会計の取扱方法を規定するところのものであります。深い議論は必要としないと思ひます。ただここに一言申し上げたいと思ひます。これは、この法案はまことに司令部の日本に對する好意から、出発しておるものであるということでありまゝ。すなわち政府貿易におきましては、米國側で適当に品物を選んで、それを日本に持つて来る。日本はそれをただ黙つて受取るほかなかつた状態でありまゝ。その品物のよいが悪い、高いか安いとかいふやうなことは問題とせられなかつたのであります。今度民間業者が輸入をきめるときには品質を選別し、それに適當な値段の折合いがつきまして、初めて輸入計画が立てられる。その民間で選別し協定せられた品物を、對日援助物資として取扱われるやうなことであります。これはわが國の貿易に寄与するところが非常に多いといふことである。これは米國に限られた取扱ひ方法だといふことであります。この法案を見ますと、きわめて一般的に書かれておつて、商品においても多種多様であり、對外關係においても、米國以外の諸國をも含むかのごとき印象を受け

るのであります。現実にはさうでないといふことがはつきりいたしております。しかし現在にはさうでありまして、政府の努力によりまして、この文字の面に現れておるやうに、普遍的なものに一日も早く拡大されることを希望いたしますのであります。以上をもつて賛成討論を終ります。

○小山委員長代理 川島君。

○川島委員 私は本案に對しまして、一つの條件を前提としての立場で賛成をするものであります。

この米國對日援助物資等處理特別会計法の一部を改正せよとする政府の説明は、われ／＼もよくと了承いたしておるものであります。ただこの際重ねて問題に取上げておきたい事は、従来の對日援助といふものがはたして無償のものであるのか、あるいはまた將來その援助を換算されて、日本の独立後における負債となつて、それを返還しなければならぬものかといふことについては、國民ひとしく懸念をいたし、重視しておるところであることは、しば／＼本委員会においても論議を繰返されたところであります。これに對し、政府の説明によりまゝすれば、援助は最後まで援助だといふことにも受取らるやうな説明であり、また半面、さうでない意味に受取れるやうな意味の語も、必ずしもなかつたのではないのであります。われ／＼はこの對日援助と明確に日本文字で明記されております以上は、この日本の文字をそのまゝ受取りまして、援助そのものであるといふ考え方で、これを受取りたいと考へるのであります。従つてこの特別会計法の改正案につきましては、以上の趣旨をわれ／＼は前提とい

たしまして、さうしてこの案に賛成をいたしておくものであります。

○小山委員長代理 米原君。

○米原委員 私は日本共産党を代表しまして、本法案に反對の意見を述べるものであります。

この米國對日援助の問題につきましては、わが党はしば／＼本委員会におきまして、反對意見を述べて来たのであります。基本的な点は、ただいま川島君も指摘されましたが、これが對日援助という名のものと、事實上は日本の經濟を外國資本の手に完全に握らせ、日本を隷屬化する上に使われて来ておるといふところに、われ／＼の反對論があるものであります。その基本的性格が本案によつてもかわつていないという意味において、われ／＼はその根本的な点から反對するのであります。民間業者が民間貿易によつて海外から買ひつけた物資を、今まではかわつた形で對日援助物資に振りかえるといふ点は、部分的には確かに改善であつたと言われますが、一方ではこのあとの方に指摘されておりますやうに、軍拡下げ物資と称するもの、これについては、たとえば日本の国内ではまつたく売れないやうな軍靴とか、こゝろから来たといふやうなものでも含まれて来るやうな形では、依然として同じ性格を持ち續けておるといふ立場から、われ／＼はこの法案には反対するものであります。

○小山委員長代理 天野君。

○天野(久)委員 私は民主党を代表いたします。本案に賛成するものであります。

ただこの法案の説明を見ますと、民間貿易と對日援助物資との振りかえが

できるといふことになつておりますが、在来往々にしてこの物資の動きに對しては、ややもするといふ／＼な問題を起しやすいためです。對日援助物資は先ほど川島君が言つたごとく、借りたものかあるいはもつたものかわからないといふような形であつて、向うから押しつけられたそのまゝのものを受取つておる。また民間貿易ははつきりと値段をきめ合つて買わなければならないものである。そのものと性格のかわつた、価格の違つたものの交流においては、よほど政府當局はこれに留意をいたして、問題を起さぬようにいたさなければならぬことをつけ加えて賛成いたします。

○小山委員長代理 討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小山委員長代理 起立多数、よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川島委員 議事進行について……本日公報に公示されました本委員会に付託された法案は、大体これで終了をいたしましたわけでありまして、しかるに、聞くところによりますと、明日何かまた本委員会に重要な法案が付託されるやに聞き及んでおるのでありますが、その事柄について委員長が何か御承知の事柄がありますれば、この際公式にお示しを願つておきたい。

○小山委員長代理 お答えいたしました。委員長はまだそのことを承知しておりません。

○川島委員 さらにそれではお尋ねをいたしたいのですが、本委員会がわず

かな期間において実に多くの法案を、しかもいづれも国民の財政経済に重要な関係のあるそれ／＼の法案を、与党はもちろんでございますが、われ／＼野党もこれに對してすなはち積極的な協力をいたしまして、本日本体のところを終了を見たいわけでありまして、この事柄はいかに多数の与党諸君といへども、われ／＼野党の熱意ある協力に對しては、了承しておるところであらうと思ふ。しかるに今お尋ねをいたしましたように、聞くところによれば、明日突然として重要な法案が出るやにわれ／＼は聞き及んでおるのであります。しかも会期は明日で終りとなる。このやうなときには、もし今晩もしくは明日突如としてわれ／＼の伝え聞くやうな重要な法案が、この委員会に付託されるやうなことがありました場合に、与党並びに委員長の代理である小山君、はどういう取扱いを本委員会にとるのであるか。そういう事柄についてまずあなたの所見をわれ／＼は承つておきたいと思ひます。

○宮崎委員 ほんとうなら川島委員の御質問に對し、委員長の所信を述べていただく方が先であらうと思ひますが、しかし前段川島委員からくれ／＼もお話のありましたように、第一国会以来の大蔵委員会の伝統をとつとび、野党各派からまつたく涙ぐましい御協力を賜りまして、短期間にこれだけの法案をあげることができた。これはしいてお礼を申せと催促せられないでも、こちらから頭を下げなければならぬものである、かように考えております。

○小山委員長代理 お答えいたしました。これは、継続して議事進行の御発言であります。が、これにつきましては、小山委員長

代理はまだ聞き及びにならぬということでありまして、情報としてはさうなことも漏れ聞いております。この点につきましては委員長と御相談の上、至急内閣官房に御連絡をいたしまして、あるいは終戦連絡事務局等に御連絡をいたしまして、法案に對する関係方面との折衝状況、その見直し等を確かめられたら、一応委員会を休憩せられ、再開の上、それらについて十分御協議を賜るやうにおとりはからいをいたしたいと存じます。

○小山委員長代理 ただいま川島君から委員長としての答弁を求められましたが、委員長の考え方は、ただいま宮崎委員の申されたこととまつたく同一であります。そのやうなうわさがあるといひますならば、それ／＼の機関に連絡をいたしまして、その上で申し上げたいと思ひます。その間暫時休憩いたしましたして、理事會を開き、御協議を申し上げたいと思ひます。

なお先ほど来の討論採決を終りました大法案に對する報告書の作成、提出の手續等につきましては、委員長におとりはからいを御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○小山委員長代理 それではさうとりはからうことにいたします。

午後三時二十一分休憩

〔休憩後開會に至らなかつた〕

〔参照〕

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件〔内閣提出〕に關する報告書

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案〔内閣提出〕に關する報告書

農業共済再保險特別会計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案〔内閣提出〕に關する報告書

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案〔内閣提出〕に關する報告書

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案〔内閣提出〕に關する報告書

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に關する法律案〔内閣提出〕に關する報告書

外國為替特別会計の資本の増加に充てるための一般會計からする繰入金に關する法律案〔内閣提出〕に關する報告書

米國對日援助物資等處理特別會計法の一部を改正する法律案〔内閣提出〕に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕